

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和八年八月十日

広島県知事 横 田 美 香

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和八年八月五日

2 登録番号

四十一

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さつき

2 代表者の氏名

大久保 脩

3 主たる事務所の所在地

安芸高田市八千代町下根一二五五番地

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農 産 物 検 査 の 種 類
上田 正己	玄米
大久保 脩	玄米